

長屋又は共同住宅の完了検査申請には、 界壁の工事写真の添付が必要です

近年、長屋又は共同住宅の界壁を要する建築物について、全国的に施工不良が相次いで発生したことを踏まえ、当県では建築物の防火避難上の安全性を確保するため、特定行政庁が定める規則※により、令和3年7月1日以降に行う完了検査申請時には、界壁の工事写真の添付を義務付けています。

※建築基準法施行細則（昭和46年11月1日三重県規則第64号） 抜粋

（完了検査申請書に添付する書類）

第八条の二 省令第四条第一項第六号（省令第四条の四の二で準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、知事が必要と認める図書（次の各号に該当する建築物にあっては、当該図書に加え、それぞれ当該各号に定める図書）を添付して行わなければならない。（略）

- 一 政令第百十四条第一項の適用を受ける建築物（界壁が法第六条の四第一項第二号に該当するものを除く。）
界壁の工程写真
- 二 （略）

●対象となる建築物の用途及び規模は？

対象用途	対象規模
長屋又は共同住宅	対象用途であれば、規模に関わらず工事写真の添付が必要です。

●どのような写真が必要？

各階で1か所以上、①～③の工事写真を提出が必要です。

- ① 小屋（天井）裏に界壁が達していることが確認できるもの（強化天井を用いた仕様を除く）
- ② 界壁及び取り合い部の仕様が確認できるもの（強化天井を用いた仕様については天井の仕様が確認できるもの共）
- ③ 界壁又は強化天井を管が貫通する場合においては、当該管と界壁又は強化天井との取り合い部の仕様が確認できるもの

PB等の2重張りであれば、2重張りの状況が確認できる写真が必要です。（1枚目に2枚目を張っている途中の写真等）

取り合い部については隙間を埋めていることが確認できる写真以外に隙間を埋めている材料等の仕様が確認できる資料を求める場合があります。なお、特定防火設備や管自体の仕様についても同様です。

—お問い合わせ先—

三重県 県土整備部 建築開発課 TEL 059-224-2709